

## 原告の主張を「基準地震動の策定が不適切」とねじ曲げる国の目論見は破綻

### 技術基準適合性の前提として、裁判長が二つの争点を確認

#### ①3連動を考慮すべきか、②その場合に制御棒は基準値2.2秒に適合するのか

1月18日、国を相手とする大飯原発3・4号運転停止行政訴訟の第3回法廷が大阪地裁202号法廷で開かれました。原告、支援者約80名が傍聴しました。14時から約20分、主に、昨年12月25日に原告・国双方が提出した準備書面についてやり取りがなされました。

### ◆裁判長が二つの争点を確認

#### ①3連動を考慮すべきか、②その場合に制御棒は基準値2.2秒に適合するのか

国の第1準備書面（2012年12月25日付）では、原告の主張について「本来あるべき基準地震動を前提とすると2.2秒を超えることになるというものであり、その主張の实质は、結局のところ、本件各原子炉の設置許可処分時の安全審査において基準地震動の策定が不適切であったことを問題にするものである。そうであるにもかかわらず、上記主張では、この点をあたかも技術基準としての制御棒挿入時間の問題であるかのように言い換えているものといわざるを得ない」（5～6頁）と述べています。これはまったく原告の主張をねじ曲げたものです。



法廷後の報告会

法廷ではまず、原告代理人がこの問題について批判しました。活断層3連動時の制御棒挿入時間について、「我々は設計時の基準地震動が不適切という言い方はしていないが、被告の書面ではそういう問題として書かれている。どうしてそういう解釈になるのか」と技術基準適合命令では是正できないとする国の主張を問いただしました。国の代理人は、「原告さんは、基本設計で3連動を考慮した大きな基準地震動を設定すべきという主張ではないのですか。現在の基準地震動が2連動しか考慮していないから問題だと。ですから基本設計の問題を技術基準違反では争えないということです」と発言しました。原告は、「それは違う、基準地震動（2連動）を変更せよと言っているのではなく、新たな知見にたって3連動を考慮する必要がある、そうなれば制御棒は基準値2.2秒を超えてしまう。だから技術基準違反だと主張しているのです」と反論しました。

裁判長は、「3連動すれば地震の揺れは大きくなる。その場合、制御棒挿入時間が技術基準に適合しなくなる。これについて争いがあれば」と国に問いました。すると国の代理人は「地震動と制御棒挿入時間は比例関係でもない」と、3連動になっても制御棒挿入時間はあまり変わらないと印象づけたいのか、驚くべき発言です。

これらのやりとりを受け、裁判長は、「技術基準適合性の前提として、①3連動を考慮すべきか、②その場合に制御棒は基準値2.2秒に適合するのか、この2つの争点があるということではよいか」と尋ねました。国もこれを認めました。こうして、原告が主張する、3連動のとき

に制御棒が2.2秒以内に挿入できるのか、技術基準違反ではないのか、という基本線が、この行政訴訟でも争点であることが確認されました。今後は、この内容について具体的に争っていくことになります。

#### ◆7月に施行される法改正も見越して議論が始まっていく

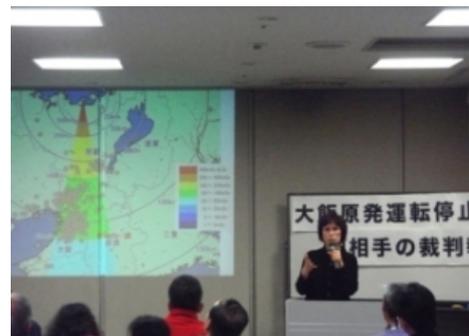
国は答弁書で、活断層が3連動する場合の制御棒挿入時間は設置許可の問題であり、今から遡って規制することはできないという「段階的規制論」なるものを持ち出していました。前回の法廷では裁判長から「技術違反が後で判明した場合には、行政としてどのような処置がとれるのか」と問われていました。国は今回の準備書面で「事業者への行政指導等が考えられる」「7月の原子炉等規制法の改正があれば停止命令ができる」と述べています。また、仮処分での関電とは異なり、2.2秒は基準として守らなければならないという立場を表明しています。

裁判長は、双方に対して、訴訟要件（訴訟の入り口論議）に関する反論があれば次回までに行うよう求めました。原告は、12月の準備書面において、原告適格を示すために、大飯原発で事故が発生した時の規制庁の試算に従って、各原告がどれだけ被ばくするのか、居住地をプロットした地図を証拠として提出しました。裁判長は、各原告の住所と原発との距離の一覧表を追加で出すことを求めました。

さらに、裁判長は、「国が12月の準備書面の中で述べているように、改正原子炉等規制法が7月に施行されると、後で判明した技術基準違反についても、使用停止命令が出せることになっている」と国に確認しました。国はこれを認めました。裁判長は、「そうすると訴訟の枠組みが変わってくるから、改正法の中身も踏まえ、次回に進行協議をしたい」と提起しました。次回期日は、3月13日午後2時から2時半まで弁論、その後に別室で3時まで進行協議ということになりました。書面提出期限は、双方3月6日までとなりました。

#### ◆報告会—活断層、原子力防災、拡散予測問題等、各地で活発な取り組み

法廷後、中之島中央公会堂で、報告会を行いました。まず、弁護団から、冠木弁護士、瀬戸弁護士、大橋弁護士が、法廷と双方の書面の内容について、段階的規制論や原告適格の問題等の解説をされました。裁判長が改正法を問題にした点は「裁判を進めようとしているという意味で前向きに評価できる。次回かあともう1回ぐらいで法論議は終わり、その後は実質的な議論には入れるだろう」との見通しがありました。原告団事務局からも、国は3連動した時のことを判断しておらず、制御棒挿入時間が2.2秒に収まることを示せていないから、3連動を改めて立証すれば技術基準違反を問える状況になったこと等を補足しました。また、今回の法廷より弁護団に加わった谷弁護士から挨拶がありました。



事務局からは、1月16日の「大飯原発止めよう署名」の原子力規制委員会への提出、国の大飯断層調査団の第3回評価会合の内容についての報告も行いました。断層調査は長期化しそうなので、裁判の中で、国の耐震指針と安全審査の手引きに従えば活断層と認めるべきと訴えていこうと呼びかけました。

各地からの報告として、岐阜、京都南部、京都北部の原告・支援者3名の方からお話がありました。岐阜の原告からは、岐阜県が行った放射能拡散シミュレーションについて、当初はセシウムで年20mSv以上という非常に線量の高い地域しか公表されていなかったのもっと低い地域も公表させたこと、40年廃炉キャンペーンを県内の議会を対象に行っていること等が報告されました。さらに、岐阜県土岐市にある核融合科学研究所の重水素実験に反対する取り組みが紹介され、署名活動等への協力を呼びかけました。

京都府京田辺市の支援者からは、京都府議会、京田辺市議会に対して、大飯断層調査は原発を一旦停止してから徹底的に行うことを求める請願・陳情活動を行ってきたこと、京田辺市議会では意見書が可決されたことが報告されました。

京都北部の原告は、昨年末に、雪が降り積む前に大飯原発を止めることを求める申し入れを、福井県、京都府、関電等に行ったことを報告しました。高浜原発周辺の集落の人が事故時に原発の近くを通らないと避難できないという実態や、京都北部には避難のために自力で3kmを5時間かけて除雪しないといけない地域があること等を紹介し、避難の困難さをリアルに共有し、働きかけを行っていかうと呼びかけました。

続いて、事務局より、1月16日の原子力防災指針に関する規制庁交渉の報告を行いました。各自治体の防災計画策定は3月18日とされており、時間が無いので、交渉の確認点を活用して、早急に各自治体に働きかけを行っていかうと訴えました。

最後に、関電相手の仮処分裁判と国相手の行政訴訟とそれぞれの原告団を一つにまとめ、「おおい原発止めよう裁判の会」として活動していくため規約の改正を提起し、承認されました。

2013年1月30日

おおい原発止めよう裁判の会 事務局 久保木契